

## 一般財団法人 日本きのこ研究所

別表1 認定手数料

	生産情報公表農産物 生産行程管理者 個人(法人)申請	生産情報公表農産物 生産行程管理者 グループ申請	生産情報公表農産物 小分け業者
認定申請料 (申請料の単位)	20,000 円～ (/栽培形態/件)	20,000 円～ (/栽培形態/構成員)	120,000 円～ (*補足) (/件)
書類審査料	10,000 円/件	10,000 円/件	10,000 円/件
実地検査料(日当)	30,000 円/日/検査員	30,000 円/日/検査員	30,000 円/日/検査員
移動日日当	5,000 円/日/検査員	5,000 円/日/検査員	5,000 円/日/検査員
検査報告書作成料	10,000 円/件	10,000 円/構成員	20,000 円/件
判定審査料	10,000 円/件	10,000 円/構成員	20,000 円/件
認定料 (含認定事項公開費用)	10,000 円/件	10,000 円/件	10,000 円/件
合計 (試算)	1種類の栽培形態の場合 95,000 円	栽培形態1種類、構成員7名 (335,000 円)	215,000 円
その他の経費 (旅費交通費、通信費)	実費	実費	実費

## ※認定申請料

認定申請料は、菌床栽培と堆肥栽培ではきのこ生産のために管理している生産ハウスなどの床面積、原木栽培きのこでは管理原木数によって異なります(別表4)。複数の栽培形態を有している場合は形態ごとの認定申請料が適用されるものとする。グループ申請では、各構成員の栽培形態数の合計数に 20,000 円をかけた額が申請グループの認定申請料になる。

## ※実地検査料(日当)

有資格者の検査員一人当たりの日当で、検査補助員が同行した場合の日当は含まれない(請求しない)。

## ※移動日日当

検査員の居住地もしくは日本きのこ研究所からの検査対象事業者の所在地までが遠いなどの理由で、前泊が必要となる場合には、交通費実費のほかに、移動日日当及び宿泊代の実費を請求するものとする。資格を有さない検査補助員は移動日日当の請求はしない。

※ その他の経費(旅費交通費、通信費)

旅費交通費は、検査員、検査補助員の旅費交通費を請求できるものとする。請求の範囲は、検査員の居住地または日本きのこ研究所を起点とした実費の範囲とする。鉄道使用のグリーン料金、飛行機のビジネスクラス以上の席料金は請求できない。タクシーの利用は、申請者の了解を得なければならない。乗用車を利用する場合はガソリン代と有料道路料金の実費とするが、ガソリン代として 1km30 円として計算する。宿泊費は 1 泊 10,000 円までとし、それを超える差額は請求の対象外となる。通信費は検査のために必要な貨物が生じた場合の経費に限るものとする。

※ 検査報告書作成料、判定審査料

グループ申請では、グループの構成員数に 10,000 円をかけた額が申請グループの検査報告書作成料及び判定料になる。

(注) 提出された書類に重大な不適合がみられ、再度の書類提出が必要となった場合は、書類再審査料として 5,000 円が加算される。

(\* 補足) 小分け業者の認定申請料は事業所が同一市町村内にある場合の手数料で、同一市町村外にも事業所を有している場合は 1 箇所につき 5000 円加算される。

別表2 調査手数料の額（年次定期調査）

（栽培形態は菌床栽培、堆肥栽培、原木栽培の3形態を指す）

	生産情報公表農産物 生産行程管理者 個人(法人)申請	生産情報公表農産物 生産行程管理者 グループ申請	生産情報公表農産物 小分け業者
調査申請料 (申請料の単位)	10,000円～ (/栽培形態/件)	10,000円～ (/栽培形態/構成員)	100,000円～（*補足） (/件)
書類審査料	10,000円/件	10,000円/件	10,000円/件
実地検査料(日当)	30,000円/日/検査員	30,000円/日/検査員	30,000円/日/検査員
移動日日当	5,000円/日/検査員	5,000円/日/検査員	5,000円/日/検査員
検査報告書作成料	10,000円/件	10,000円/構成員	20,000円/件
判定審査料	10,000円/件	10,000円/構成員	20,000円/件
認定料 (含認定事項公開費用)	10,000円/件	10,000円/件	10,000円/件
合計 (試算)	1種類の栽培形態の場合 85,000円	栽培形態1種類、構成員7名 (265,000円)	195,000円
その他の経費 (旅費交通費、通信費)	実費	実費	実費

## ※調査申請料

調査申請料は、菌床栽培と堆肥栽培では、きのこ生産のために管理している生産ハウス等の床面積、原木栽培きのこでは管理原木数によって異なります（別表4）。複数の栽培形態を有している場合は形態ごとの調査申請料が適用されるものとする。グループ申請では、各構成員の栽培形態数の合計数に10,000円をかけた額が申請グループの認定申請料になる。

## ※実地検査料(日当)

有資格者の検査員一人当たりの日当で、検査補助員が同行した場合の日当は含まれない（請求しない）。

## ※移動日日当

検査員の居住地もしくは日本きのこ研究所からの検査対象事業者の所在地までが遠いなどの理由で、前泊が必要となる場合には、交通費実費のほかに、移動日日当及び宿泊代の実費を請求するものとする。資格を有さない検査補助員は移動日日当の請求はしない。

## ※その他の経費(旅費交通費、通信費)

旅費交通費は、検査員、検査補助員の旅費交通費を請求できるものとする。請求の範囲は、検査員の居住地または日本きのこ研究所を起点とした実費の範囲とする。

鉄道使用のグリーン料金、飛行機のビジネスクラス以上の席料金は請求できない。  
タクシーの利用は、申請者の了解を得なければならない。乗用車を利用する場合はガソリン代と有料道路料金の実費とするが、ガソリン代として 1km30 円として計算する。宿泊費は 1 泊 10,000 円までとし、それを超える差額は請求の対象外となる。  
通信費は検査のために必要な貨物が生じた場合の経費に限るものとする。

※ 検査報告書作成料、判定審査料

グループ申請では、グループの構成員数に 10,000 円をかけた額が申請グループの検査報告書作成料及び判定料になる。

(注) 提出された書類に重大な不適合がみられ、再度の書類提出が必要となった場合は、書類再審査料として 5,000 円が加算される。

(\*補足) 小分け業者の調査申請料は事業所が同一市町村内にある場合の手数料で、同一市町村外にも事業所を有している場合は 1 箇所につき 5000 円加算される。

別表3 臨時調査手数料の額

	生産情報公表農産物 生産行程管理者 個人(法人)申請	生産情報公表農産物 生産行程管理者 グループ申請	生産情報公表農産物 小分け業者
臨時調査申請料	0 円	0 円	0 円
書類審査料	10,000 円/件	10,000 円/件	10,000 円/件
実地検査料(日当)	30,000 円/日/検査員	30,000 円/日/検査員	30,000 円/日/検査員
移動日日当	5,000 円/日/検査員	5,000 円/日/検査員	5,000 円/日/検査員
検査報告書作成料	10,000 円/件	10,000 円/構成員	20,000 円/件
判定審査料	10,000 円/件	10,000 円/構成員	20,000 円/件
認定料 (含認定事項公開費用)	10,000 円/件	10,000 円/件	10,000 円/件
その他の経費 (旅費交通費、通信費)	実費	実費	実費
改善確認検査料 (含報告書作成料)	10,000 円/1 申請	10,000 円/1 申請	10,000 円/1 申請

※ 実地検査料(日当)

有資格者の検査員一人当たりの日当で、検査補助員が同行した場合の日当は含まれない(請求しない)。

※ 移動日日当

検査員の居住地もしくは日本きのこ研究所からの検査対象事業者の所在地までが遠いなどの理由で、前泊が必要となる場合には、交通費実費のほかに、移動日日当及び宿泊代の実費を請求するものとする。資格を有さない検査補助員は移動日日当の請求はしない。

※ その他の経費(旅費交通費、通信費)

旅費交通費は、検査員、検査補助員の旅費交通費を請求できるものとする。請求の範囲は、検査員の居住地または日本きのこ研究所を起点とした実費の範囲とする。鉄道使用のグリーン料金、飛行機のビジネスクラス以上の席料金は請求できない。タクシーの利用は、申請者の了解を得なければならない。乗用車を利用する場合はガソリン代と有料道路料金の実費とするが、ガソリン代として 1km30 円として計算する。宿泊費は 1 泊 10,000 円までとし、それを超える差額は請求の対象外となる。通信費は検査のために必要な貨物が生じた場合の経費に限るものとする。

※ 検査報告書作成料、判定審査料

グループ申請では、グループの構成員数に 10,000 円をかけた額が申請グループの検査報告書作成料及び判定料になる。

別表4 認定申請料と調査申請料の管理規模別料金

## (1) 菌床栽培、堆肥栽培

管理ハウスの床面積 (培養室、栽培室)	認定申請料	調査申請料
1, 155m <sup>2</sup> 以内	20, 000 円	10, 000 円
1, 155 ~ 2, 310m <sup>2</sup>	40, 000 円	20, 000 円
2, 311 ~ 4, 620m <sup>2</sup>	80, 000 円	40, 000 円
4, 621 ~ 9, 240m <sup>2</sup>	120, 000 円	60, 000 円
9, 241m <sup>2</sup> 以上	160, 000 円	80, 000 円

## (2) 原木栽培

管理ホダ木数	認定審査料	調査申請料
5, 000 本以内	20, 000 円	10, 000 円
5, 001~15, 000 本	30, 000 円	15, 000 円
15, 001~30, 000 本	40, 000 円	20, 000 円
30, 001 本以上	50, 000 円	25, 000 円

別表5 講習会料金

1. きのか研及び桐生市内で実施する場合
  - ① 講習料 20,000 円
  - ② テキスト代 1,000 円/人
  
2. 受講者指定の現地で実施する場合
  - ① 講習料 20,000 円
  - ② テキスト代 1,000 円 1部
  - ③ 講師旅費交通費・通信費 実費
  - ④ 移動日当 5,000 円/日/講師

※その他経費(旅費交通費、通信費)

旅費交通費は、講師の旅費交通費を請求できるものとする。講師の居住地または日本きのか研究所を起点とした実費の範囲とする。鉄道使用のグリーン料金、飛行機のビジネスクラス以上の席料金は請求できない。タクシーの利用は、申請者の了解を得なければならない。乗用車を利用する場合はガソリン代と有料道路料金の実費とするが、ガソリン代として1km30円として計算する。宿泊費は1泊10,000円までとし、それを超える差額は請求の対象外となる。通信費は講習のために必要な貨物が生じた場合の経費に限るものとする。

※ 移動日当

講師の居住地もしくは日本きのか研究所からの講習会場の所在地までが遠いなどの理由で、前泊が必要となる場合には、交通費実費のほかに、移動日当及び宿泊代の実費を請求するものとする。

この規程は、きのか研が登録認定期間への登録と同時に施行する。

